

アメリカ、カナダ、オーストラリアのリサイクルシステムにおける拡大生産者責任の適用状況

(1) アメリカ

アメリカでは、拡大生産者責任は、ヨーロッパにおける考え方とは異なった形で解釈されている。アメリカでは、拡大生産者責任 = 「プロダクトステewardシップ(Product Stewardship)」と考えるのが一般的となっている。すなわち、使用済みの段階に限って生産者に責任を負わせるのではなく、ライフサイクルに係わるすべての主体が、ライフサイクル全体を通じて環境負荷を減少させることを考えるというものになっている。

EPA のパンフレットによれば「拡大生産者責任は、製造業者が製品のライフサイクルインパクトを減少させる相当程度の能力を持っていることを認める」こととされている。

使用済みになる製品から生じる廃棄物を削減することも拡大生産者責任の重要な要素だが、エネルギー効率といったような他の重要な製品のライフサイクル環境影響を認識することも、拡大生産者責任の概念に不可欠なものであるとしている。

現在、アメリカでは、タイヤ、カーペット、包装、建築材料、電子機器、車、バッテリー、水銀といった製品や素材に関して、様々なプロダクトステewardシッププログラムが実施されている。

ヨーロッパにおいて実施ないしは提案されている包装、電子機器等の引取・リサイクル義務は、合衆国全体で義務化されていないものの、飲料容器、タイヤ、廃油のデポジット・リファンドシステムといった、拡大生産者責任的な要求事項を設定している州も存在している。

また、生産者が使用済みバッテリーのようなものを引き取ることを義務化している州や、電子機器のような製品のリカバリーを推奨する方法を検討している州もある。

EPA は、生産者や他の主体が、製品連鎖において、自発的に拡大生産者責任に取り組むように促したいと考えている。義務の必要性を減らす可能性がある自主的取組は、全体としてビジネスと社会の両方に環境上および経済上の利益をもたらしてくれるものと考えている。

そのため、プロダクトステewardシッププログラムもほとんどが企業が自主的に取り組むことを促すようなプログラムであり、規制のプログラムは少なくなっている。

(2) カナダ

カナダでは、「EPR・スチュワードシップイニシアティブ」といった用語を採用している。

カナダでは、州ごとに数多くの EPR・スチュワードシップイニシアティブが実施されている。

カナダの環境省は、カナダにおいて試行されている EPR・スチュワードシップイニシアティブの一覧をウェブサイト上で公開している。

各イニシアティブに関して、規制なのか非規制なのか、もしくは開発中のイニシアティブであるのかといった情報や、対象製品・素材や目標、生産者や卸売業者、消費者、自治体の責任と役割といった情報がウェブサイトに掲載されている。

現状、電池、飲料容器、電子・電気機器、一般固形廃棄物・有害廃棄物、マルチ素材、石油・石油製品、塗料、紙、殺虫剤、Pharmaceuticals、Refrigerants、タイヤに関して、32 の規制イニシアティブ、12 の非規制イニシアティブ、4 つ開発中のイニシアティブが掲載されている。

(3) オーストラリア

1999 年に生産者責任の責務分担にもとづいて、包装関連企業と政府との間に、自主的な規制である包装協定が取り交わされた。この協定は、包装製品の全サイクルを通じて、包装廃棄物の環境影響を最小限にすること、リサイクルの輪をつなぐこと、経済的に実行可能で、持続可能なリサイクル収集システムを開発すること、また自発的な取組を続けることを目的としている。

この協定には、様々な包装関係者が加盟しているが、これらの加盟者が市場で不利益を被ることがないように、使用済み包装材料に関する国家環境保護対策が作られている。

2000 年には、プロダクト・スチュワードシップ（廃油）法が制定され、廃油のリサイクルに対する補助金制度が導入されている。

また、2003 年 3 月末、オーストラリア政府は、現在、電子・電気機器に関する戦略を作成している。